

○東秩父村明日の農業担い手育成塾実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、東秩父村の農業の維持発展に資するため、東秩父村明日の農業担い手育成塾（以下「塾」という。）が実施する研修事業のために必要な事項を定める。

(研修対象者)

第2条 研修対象者は、次に掲げる要件を全て備えた者とする。

- (1) 村内の農地において、新しく農業生産を始めようとする意欲的な者
- (2) 入塾時の年齢が満18歳以上70歳未満である者
- (3) 研修中の居住地が通塾できる範囲にある者
- (4) 研修に真摯に取り組み、全ての課程を良好に修了できる者
- (5) 研修修了後も、村内の農地を引き続き耕作できる者
- (6) 普通自動車免許を有する者

(支援)

第3条 塾の研修対象者への支援は次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関と連携して研修に必要な農地を確保する。
- (2) 研修対象者の栽培・販売技術や農村生活技術の向上等を支援するため、研修指導員を設置する。
- (3) 研修対象者に対し巡回相談を行い、必要に応じて助言を行う。

(申込)

第4条 当事業により支援を受けようとする研修希望者は、塾に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 東秩父村明日の農業担い手育成塾申込書（様式第1号）
- (2) 現況届（様式第2号）
- (3) 就農計画書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(研修生認定委員会)

第5条 塾は、前条による申請があったときは、研修生認定委員会を開催して申請内容を審査し、入塾を決定したときは、東秩父村明日の農業担い手育成塾受入決定通知（様式第5号）により申請した者に通知するものとする。

(研修内容及び期間)

第6条 研修内容及び期間は、別表1のとおりとする。

(研修指導員)

第7条 塾は、前条の研修を実施するため、村内農業者から研修指導員を選出して委託する。研修指導員は、その内容を受託する場合、研修指導員受託書（様式第6号）を塾に提出するものとする。

2 研修指導員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修対象者の栽培技術や販路、その他農業に関する相談に応じた助言及び指導
- (2) 研修対象者の農村生活に関する相談に応じた助言及び指導
- (3) 研修対象者に関する塾との連絡及び調整

(研修生認定委員会)

3 塾は、研修指導員に対し活動謝金を支給するものとし、その額は、毎年度予算の範囲内で塾長が別に定めるものとする。

4 研修指導員は、謝金の請求に当たり、塾が定めた期間内に、研修生支援実績報告書兼謝金振込依頼書（様式第7号）を提出しなければならない。

(研修状況報告及び巡回指導)

第8条 研修対象者は、塾の指定する日までに、研修状況報告書（様式第8号）により、研修の進捗状況について報告しなければならない。

（支援及び研修の停止）

第9条 塾は、研修対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援及び研修を停止することができる。

- (1) 研修対象者から辞退届が提出された場合
- (2) 健康を著しく害するなど、研修を続けることが困難になった場合
- (3) 研修中の態度が著しく不誠実であり、かつ、改善することが見込まれない場合
- (4) 重大な法令違反をし、刑罰を受けた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が、支援及び研修を停止することが適当であると認めた場合

第10条 塾は前条第2号に該当する場合を除き、支援及び研修の停止となつたときは、当該研修対象者に対し、研修期間中に要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

（卒塾審査）

第11条 塾は、研修修了の認定について審査し、研修修了を認定したときは、東秩父村明日の農業担い手育成塾研修修了証（様式第9号）を交付するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、塾の運営に関し必要な事項は、塾長が別に定める。

別表1（第6条関係）

| 研修区分 | 研修内容 | 研修期間 |
|------|------------------------------------------------------------|---------------|
| 入門研修 | 1 栽培技術に関する基礎知識の習得 2 農業用機械等の操作方法の習得 3 その他、塾長が必要と認めるもの | 原則1年間(30時間以上) |

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。